

規制改革検討シート

【地域活性化1】

規制改革事項	自然公園内でのイベントの実施等立ち入り規制の緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>自然公園内において、自然環境に配慮した集客イベントを実施する場合は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>【根拠法令】自然公園法第24条(立入りの認定) 「国立公園又は国定公園の利用者は、<u>利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは</u>、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。」</p>
規制改革の内容	<p>自然公園内での自然環境に配慮した集客イベントを実施する場合は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。自然公園内での集客イベントの開催に関して、一層の活用促進及び交流人口の増加を図るため、一定の条件の下で実施を可能とすることについて、検討すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<p>・自然を活用した催しの容易化により、地域の賑わいづくり、活性化につながる。</p>
想定される反論	<p>・自然の風景地の風致の維持を図るため、支障を及ぼすおそれのある一定の行為を禁止、又は制限する必要がある、個別具体的に判断されるものである。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 2】

規制改革事項	文化財保護法における現状変更等の許可に係る基準の明確化及び手続きの迅速化
規制の概要・根拠法令	<p>観光振興に資する文化・教育活動の一環として、史跡や名勝内にある公園等で集客イベントを実施する場合は、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p>【根拠法令】文化財保護法第125条(現状変更等の制限及び原状回復の命令)</p> <p>「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」</p>
規制改革の内容	<p>観光振興に資する文化・教育活動の一環として、史跡や名勝内にある公園等で集客イベントを実施する場合は、文化庁長官の許可を受けなければならない。史跡や名勝内での集客イベントの開催に関して、一層の活用促進及び交流人口の増加を図るため、現状変更等の許可に係る基準の明確化及び手続きの迅速化について、検討すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<p>・自然を活用した催しの容易化により、地域の賑わいづくり、活性化につながる。</p>
想定される反論	<p>・史跡や名勝地の風致の維持を図るため、支障を及ぼすおそれのある一定の行為を禁止、又は制限する必要がある、個別具体的に判断されるものである。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化3】

規制改革事項	産業遺産の世界遺産登録に向けた文化財保護法中心主義の見直し
規制の概要・根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省設置法第4条 「文部科学省は、ユネスコ活動の振興に関する事務をつかさどる。」 ・世界遺産暫定一覧表追加のための手続き及び審査基準 文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会で、ユネスコの「世界遺産条約」に定める条約の基本精神及び「世界遺産条約履行のための作業指針」で規定。
規制改革の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国における世界遺産登録の申請は、文化財保護法において指定・選定されたものに限られている。九州・山口の近代化産業遺産群をはじめとする稼働中の産業遺産に関して、港湾法等により産業遺産としての価値を将来に渡って保護する仕組みや文化財保護法以外での世界遺産登録について、検討すべきである。
賛成の意見（要望具体例、経済効果等）	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産の前提となっている文化財保護法では、産業遺産のように実際利用・活用され、産業技術の進展とともに、修繕等を行いながら「産業機能」を維持する必要があるものには適さない。 ・世界的にみても、世界遺産が文化財保護法一法ではなく、複合的な法律等で価値保全されている例が数多くみられる。 ・わが国において、産業遺産の世界遺産認定に向けて実質的な枠組みがないのが実情であり、港湾法等の文化庁以外の省庁管轄の法制度を含め、枠組み構築に向けて検討されるべき。 ・産業遺産が世界遺産登録された場合には、その地域の観光客増加を通じた地域活性化が期待できる。
想定される反論	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法は、指定・選定から保存に至るまで一貫して万全な対策を講じており、世界遺産条約で求められている遺産の保護・保存の要請に唯一応えるものである。その他の法律等枠組みで保護された程度では世界遺産登録の認定は困難である。 ・世界遺産認定の実現しない枠組みは意味がない。
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 4】

<p>規制改革事項</p>	<p>自治体による「歴史文化基本構想」の文化財保護行政における位置づけの明確化</p>
<p>規制の概要・根拠法令</p>	<p>重要性を考慮した文化財の指定、選定、登録及び保護は、文化財保護法に基づき、実施される。</p> <p>【根拠法令】文化財保護法</p>
<p>規制改革の内容</p>	<p>近年、国から指定を受けない景観形成や観光開発に重要な役割を果たす文化資源が全国的に失われている状況がある。</p> <p>自治体や地域の視点から様々な文化資源(文化財、文化遺産)をまちづくりのための地域資源として顕在化させ、保護・活用を図るため、自治体による「歴史文化基本構想」の策定を可能にすることについて、検討すべきである。</p>
<p>賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画行政や景観行政に比べて地方分権が遅れている文化財保護行政においては、戦前から伝統的な指定を主な手段とするトップダウンの文化財保護施策(少数優品主義)が継続しており、景観形成や観光開発に重要な役割を果たすべき文化財未満の文化遺産が全国的で10年に約20%の割合で失われている。 ・平成19年の文化審議会企画調査会の報告において、保護法の改正により、自治体による「歴史文化基本構想」の策定を可能にすることが提案されたが、同時期に国交省・農水省・文化庁の共管による「歴史まちづくり法」が施行されたため、上記調査会報告の趣旨の一部が同法に吸収され、文化財保護行政の地方分権が曖昧なままとなっている。 ・歴史文化基本構想を策定して、自らの地域の資源を地域振興や経済発展に活用することは、既に地方の権利として定着しつつあるとも言える。 ・そうした地域に誇りを取り戻しつつ魅力ある国土づくりを推進する取り組みを、保護行政から発想できるまたとないチャンスであり、個々バラバラに展開してきた文化財保護行政、景観行政、観光行政、教育行政等を、地域が描く一つの将来目標像に向けて統合的に展開することで魅力的な地域・都市空間の形成と豊かな暮らしの実現、そのことによる地域のプライド回復、地域間および国家間の

	交流の推進、地場産業の6次産業化などが期待でき、それらがもたらす経済効果は甚大である。
想定される反論	・
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 5】

規制改革事項	地域の歴史文化を核としたまちづくりの促進
規制の概要・根拠法令	<p>地域の歴史的な風情、情緒を生かしたまちづくりは、歴史まちづくり法に基づき、実施される。</p> <p>【関連法令】都市計画法、建築基準法、消防法</p>
規制改革の内容	<p>「歴史まちづくり法」は、地域における歴史的風致を維持・向上させ、後世に継承するために制定されたが、関係法令である都市計画法、建築基準法、消防法については、特段の規制緩和は行われておらず、同法に基づくまちづくりは推進しにくい状況があるため、以下の諸課題について、検討すべきである。</p> <p>都市計画に基づく地区計画にて、歴史的市街地として、地域の防災及び歴史的環境形成の計画を作成し、地域による自律的なまちづくりの観点から、地域の防災等の管理主体を決めるなど、諸法の規制緩和を受けることができる仕組みを構築すべき。(都市計画法、建築基準法、消防法)</p> <p>建築の伝統構法は、建材や工法においてその地域の環境条件に起因するものであることから、各地域に適した基準をつくり、運用を行うことについて、検討すべき。(建築基準法)</p> <p>防火管理者と消防計画について、より実効性がある体制づくりと規制緩和をセットで行うことを検討すべき。(消防法)</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<p>・これが実現すれば、単なる歴史的景観の継承というだけでなく、まちに責任をもって、共助しながら暮らす文化の定着、そして地域コミュニティの再生にもつながると期待できる。</p> <p>例)特に茅葺き屋根に関して、地域の防災計画や防災体制を含めた防災基準とすることで、地域の安全と伝統文化の継承との両立を実現する。</p> <p>例)京都市の取り組みの全国への適用:京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例(H14)及び京都市新景観条例にみるダウンゾーニング</p> <p>・伝統的な建築構法を地域で継承することは、地域の里山、里地等</p>

	<p>の環境を整え、地域の雇用を確保し、運搬等に無駄な化石燃料を使用しないというエコ及びサステナビリティが求められる現代に重要な方策であるといえる。</p>
<p>想定される反論</p>	<p>・</p>
<p>当該規制改革に対する基本的考え方</p>	

【地域活性化6】

規制改革事項	文化財保護法が持つ本来的な意味の実現 (登録制度にかかる理念、運用の仕組みの見直し)
規制の概要・ 根拠法令	重要性を考慮した文化財の指定、選定、登録及び保護は、文化財保護法に基づき、実施される。 【根拠法令】文化財保護法
規制改革の内容	現在の法運用では、文化財の指定、選定、登録は文化庁により行われており、文化庁と地域における評価との間に乖離が生じている。より多くの大切な地域資源を適切に保護できるように、地方公共団体への権限委譲等の運用の見直しや重要文化財指定要件の緩和について、検討すべきである。 また、「ヘリテージ・マネージャー制度」による人材育成など、民間による文化財の保存と利活用に関するプラットフォームの形成について、検討すべきである。
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	・伝統的建造物群制度や景観法等の適用だけでは覆いきれない物件に関して、登録制度により個々を評価し、観光まちづくり及び次世代への継承が地域では期待されている。この状況を活かした構造改革が実現できれば、全国各地でそれぞれ土地の固有性を生かした観光地域振興への取り組みが促進することが期待できる。 ・例えば「錦帯橋(岩国市)」のような、明らかに世界遺産レベルの顕著な普遍的かつユニークな価値を有していると誰もが認める資産に対して、従来の指定要件の運用方法を再検討し、正当な価値評価ができるように、文化財保護法の解釈や運用手法を緩和等して、より多くの大切な遺産を保護できるようにすべきである。
想定される反論	・文化財保護法は、指定・選定から保存に至るまで一貫して万全な対策を講じており、もって公平性を担保するものである。
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 7】

規制改革事項	ナショナル・トラスト活動の促進支援
規制の概要・根拠法令	<p>ナショナル・トラスト活動は、歴史的建造物(文化財や歴史地区)の保護や自然・景勝の保全等に関し、全国各地で活動している団体や個人を支援したり、新しくナショナル・トラスト運動を起こしたり、これから始める人達の援助を行なうものである。</p> <p>【関連法令】寄贈・遺贈・相続等に係る税制度(特定公益活動増進制度、公益法人制度、認定 NPO 法等)</p>
規制改革の内容	<p>寄贈・遺贈・相続に係る税制度により、元所有者や遺族によるプロパティへの関与が遮断されているため、貴重な自然・文化遺産が利活用されず取り壊し、開発される事例が特に都市部を中心に多発している。国民的財産であり、文化・観光資源として地域の観光まちづくりに寄与することが期待できる文化・自然遺産の利活用、次世代への継承のあり方について、検討すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<p>・例えば、英国のマナーハウス制度のように、公開性、国民への寄与性を確保しながら、一部に元所有者が居住し、管理・利活用、マネジメント(農地耕作の継続等)に取り組むことができる仕組みがある。</p> <p>数多くのこの地域の自然・文化資源を保全、利活用、そして継承していくため、そして先代の遺産を本当の意味で継承するためには、現在の税金を投入した行政のみによる取り組みでは限界が明らかであり、民の力を最大限に活用した協働の仕組みを構築することが経済的、文化的に重要である。</p>
想定される反論	<p>・税制改正については税制調査会において検討されるべき。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 8】

規制改革事項	茅葺き屋根に関する建築基準法の緩和
規制の概要・根拠法令	<p>建築基準法では、防火・準防火地域及び特定行政庁が指定する区域において、屋根は耐火・準耐火構造としなければならない。</p> <p>【根拠法令】建築基準法第22条(屋根) 「特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。」</p>
規制改革の内容	<p>茅葺き屋根による古民家を復元した観光ビジネスを展開しようとした場合、防火地域、準防火地域はもとより建築基準法第 22 条指定区域の屋根は、耐火・準耐火構造としなければならないため不可能となる。周辺エリアにおける防火施設の整備等一定の条件の下に、不燃材以外の材料の使用を可とするなど、検討すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<p>・過去に民間事業者等から同内容での規制改革要望は複数あり。文化的価値の高い茅葺き技術の伝統を守るために、観光振興による地域活性化が期待される温泉地等へ、茅葺き屋根による古民家等の宿泊施設をビジネスとして成立させることが必要である。</p>
想定される反論	<p>・建築基準法第 22 条指定区域とは、地方公共団体独自の判断で見直すことが可能であり、現行法制度で対応可能である。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 9】

規制改革事項	河川護岸の整備や人道橋の設置における仕組みの整備等
規制の概要・根拠法令	<p>河川護岸の整備や人道橋の設置は、河川管理者が地域の実情に応じて河川整備計画を策定することになっている。</p> <p>【根拠法令】河川法第16条の二（河川整備計画）</p> <p>1. 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>4. 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p>
規制改革の内容	<p>河川法上、河川管理者が地域の実情に応じて河川整備計画等を策定することとされているが、観光地の雰囲気には合わない大規模な河川護岸等が建設される例が見受けられる。国交省「河川景観の形成と保全の考え方（平成18年10月）」を踏まえ、景観に配慮した河川護岸や人道橋等の整備に係る住民合意等の手続きについて、観光振興の観点から改めて周知を検討すべきである。</p> <p>また海岸景観に関しても、既存の「海岸景観ガイドライン」について、併せて周知を検討すべきである。</p>
賛成の意見（要望具体例、経済効果等）	<p>・魅力ある観光地づくりを進める上で、仕組みの整備は不可欠である。</p>
想定される反論	<p>・平成18年10月、国交省「河川景観の形成と保全の考え方」のとおり、措置済みである。（海岸景観についても同様）</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 10】

規制改革事項	スキー場閉鎖時の課題への対応
規制の概要・根拠法令	<p>国立公園内のスキー場を閉鎖する場合は、自然公園法で定められた原状回復命令等に従い原状回復するか、又は原状回復が著しく困難である場合は、これに代わるべき必要な措置を行わなければならない。</p> <p>【根拠法令】自然公園法第15条（原状回復命令等） 「環境大臣は、（中略）、国立公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、<u>原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。</u>」</p>
規制改革の内容	<p>債務超過状態にある国立公園内のスキー場を閉鎖する場合は、自然公園法により工作物の撤去や緑化植栽など原状回復が義務付けられており、多額のコストを要するため閉鎖したくてもできない状況下にある。また、原状回復が著しく困難である場合は、同法にて、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨規定がなされているが、具体的な基準は定められていない。原状回復が困難な場合における、関係者の意見聴取の手順・スキーム等について、基準やガイドラインの発出を検討すべきである。</p>
賛成の意見（要望具体例、経済効果等）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年1月、長野県「スキー場の今後の展開に関する検討会」において、スキー場の閉鎖・休止時の課題として、同種の問題提起あり。 ・スキー場の淘汰が進むことで、新たな資本の参入による一層の魅力あるスキー場づくりが可能となる。
想定される反論	<p>・所有形態（民間事業者、第3セクター）のバラツキ、地域経済の核となっている点など、個別具体的に判断を行う必要があり、閉鎖時における基準やガイドラインの発出は困難である。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 11】

規制改革事項	<p>着地型観光に即した各種業規制の見直し① ー旅行業法のあり方等の検討ー</p>
規制の概要・根拠法令	<p>旅行会社が「旅行業」として扱うことができる施設は、「旅館業」で規定されたホテル、旅館、簡易宿所(農家民宿含む)に限られている。</p> <p>【根拠法令】旅行業法第1条(目的) 「この法律は、<u>旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。</u>」</p>
規制改革の内容	<p>近年の旅行を取り巻く環境変化の中、多様化する宿泊ニーズに関して現行の「旅行業法」では対応できない状況が生じている。例えば、旅行会社が「旅行業」として扱うことができる施設を、現行の「旅館業」で規定されたホテル、旅館、簡易宿所(農家民宿含む)に限らず、「宅地建物取引業法」に基づく賃貸借契約や民泊にも対応できるようにするなど、時代の変化に即した規制のあり方について、検討すべきである。</p>
賛成の意見(要望具体例、経済効果等)	<ul style="list-style-type: none"> ・京町家などの賃貸借家屋は、不動産賃貸取引(宅地建物取引業法)の規制上、取り扱うことができない。 ・教育旅行の需要が増える中、一般の農家等に宿泊するいわゆる民泊については、旅館業法上規定されていないため、旅行会社は取り扱うことができない。 ・旅行会社による取り扱い範囲が拡大することで、企業や学校をはじめ様々な組織・団体への販売プロモーションが活発になり、観光需要の掘起こしにつながる。
想定される反論	<p>・現行法体系でどのような支障が生じているのか、具体的に把握していない。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 12】

規制改革事項	<p>着地型観光に即した各種業規制の見直し② ー旅行業法 第3種旅行業者の適用除外等ー</p>
規制の概要・根拠法令	<p>旅行者に対して交通機関や宿泊施設の手配には旅行業者の登録が必要であり、第3種旅行業登録には営業保証金の供託や旅行業務取扱管理者の配置等行う必要がある。</p> <p>【根拠法令】 旅行業法第3条(旅行業登録) 第6条第1項第8号(基準資産額について) 第7条(営業保証金の供託) 第11条の2(旅行業務取扱管理者の選任について)</p>
規制改革の内容	<p>旅行者に対する交通機関や宿泊施設の手配には旅行業者の登録が必要であり、営業保証金の供託や旅行業務取扱管理者の選任等の要件が課せられる。着地型観光の高まりを受け、地域自らが主催する募集型企画旅行に関して、一定の条件の下に、旅行業法 第3種旅行業者の適用除外や第4種として新たなカテゴリーを創設するなど、地域のリソースを使いやすくする方策について、検討すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<ul style="list-style-type: none"> ・着地型観光に取り組む地域のNPO法人等団体が、参加者に対して宿泊や交通の手配と体験型プログラムをセットで提供できるようにするために、第4種とするなど、新たなカテゴリーの創設が必要である。 ・地域の限られたリソースで着地型観光を推進するには、現在の第3種は、営業保証金の負担が重いばかりでなく、旅行業務取扱管理者を置くにも一苦勞である。 ・旅行業務取扱管理者の試験問題は、地域資源を活かした観光振興とは直接関係しない内容であり、実態に即していない。
想定される反論	<p>・現行法体系でどのような支障が生じているのか、具体的に把握していない。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 13】

規制改革事項	<p>着地型観光に即した各種業規制の見直し③ ー道路運送法 自家用有償運送の特例ー</p>
規制の概要・根拠法令	<p>各種体験ツアーを実施する際の運送に関して、道路運送法の許可を有していなければ、有償で観光客の運送を行うことはできない。他方、過疎地域や公共の福祉を確保するためやむを得ない場合などは、許可の例外として、有償運送を認めている。</p> <p>【根拠法令】道路運送法第78条（有償運送） 「自家用自動車は、災害のため緊急を要する時や住民の生活交通や福祉施設等への輸送の場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。」</p>
規制改革の内容	<p>農山漁村における各種体験ツアーを実施する際の運送に関して、有償でツアー客を自家用自動車で運送することは認められていない。地域の各種体験ツアーの送迎に関して、一定の条件の下に、道路運送法の自家用有償旅客運送の特例として有償でツアー客の運送を可能とするなど、地域のリソースを使いやすくする方策について、検討すべきである。</p>
賛成の意見（要望具体例、経済効果等）	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーを利用すると、ツアー参加者のコスト負担が上がるので、ツアー事業者の多くは自家用車に乗せて送迎せざるを得ない。 ・例えば、自家用車の有償運送許可の要件として、安全面において、二種免許の取得や定期点検を確実に実施し、点検済ステッカーを貼るなど、新たなカテゴリーの創設が必要である。 ・ツアー事業者が、有償で旅行者の送迎案内ができるようになることで、地域による着地型旅行商品の販売が活性化される。 ・旅館業（ホテル・旅館等）を営む者に対しても、上記ツアー事業者同様、有償で送迎案内ができるようにする。
想定される反論	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償旅客運送は、バスやタクシー事業者による運送が困難な場合に、自家用自動車による有償運送を認めるものである。
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性 14】

規制改革事項	旅館業法の所管のあり方
規制の概要・根拠法令	疾病対策等の理由により、厚生労働省にて所管することになっている。
規制改革の内容	現在、厚生労働省で所管している旅館業法は、生活・公衆衛生に関わる安全性の担保が主目的となっているため、近年の多様化する旅行者ニーズに対して、観光振興の観点で所要の見直しを迅速かつ効果的に行うには縦割り行政による弊害から限界がある。国土交通省への旅館業法の移管あるいは共管について、検討すべきである。
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、ホテルその他の外客宿泊施設に関する登録制度の運営及び情報提供は、「国際観光ホテル整備法」に基づき、国土交通省が実施しており、同様の考え方にて、国内施設においても対応可能と考えられる。 ・施設要件の一部は、建築基準法や消防法にて補完しており、また衛生管理面においては、今後、食品衛生法にて管理・監督する考え方はないか。 ・本年9月経済対策の規制改革100において、内閣府及び厚生労働省副大臣間にて旅館業法の所管の見直しの必要性について、問題意識を共有。
想定される反論	・旅行者が宿泊する施設における生活・公衆衛生に関わる安全性を如何にして担保するか。
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 15】

規制改革事項	酒類の卸売業免許の要件緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>酒類の卸売業免許は営業方法によって基準数量が異なり、洋酒卸売業の場合は、申請する販売場の年平均販売見込数量が、大都市 36kl、大都市以外 24kl となっている。</p> <p>【根拠法令】酒税法第9条(酒類の販売業免許) 酒税法第10条(製造免許等の要件)</p>
規制改革の内容	<p>農産物等を原料とする果実酒を販売する農家の場合、(製造は県外醸造所に委託)、「小売業免許」は取得が可能であるが、年間販売基準数量が満たないため、国内の酒販店や百貨店等への販売を可能とする「卸売業免許」の取得は困難となっている。</p> <p>地域資源(農産物等)を原料とした酒類販売者に対する「卸売業免許」の要件緩和について、検討すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、 経済効果等)	<p>・原料供給及び製造量の面からも基準数量が大きすぎると思われる。(果実酒における最低製造数量基準は6キロリットル)</p> <p>都道府県の地域資源に認定されている農産物等もあり、地域資源のさらなる活用、農家の販売意欲増進等の観点から、要件緩和が必要である。</p>
想定される反論	
当該規制改革 に対する基本的 考え方	

【地域活性化 16】

規制改革事項	酒類の製造業免許の要件緩和
規制の概要・根拠法令	<p>酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が基準数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <p>【根拠法令】酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）</p>
規制改革の内容	<p>農家が農産加工として酒類の製造に取り組む場合、酒税法の最低数量基準を満たさなければならず、過大な設備投資が必要となるなど、大きな障壁となっている。税の滞納防止策と併せ、農業者が自身の製造コストを考慮した酒類製造における最低数量基準の弾力的運用について、検討すべきである。</p>
賛成の意見（要望具体例、経済効果等）	<p>・地域内で生産されるブドウなどを使用し果実酒の製造ができれば、地域振興に役立つものと考えているが、酒税法第7条第2項により最低製造数量（6キロリットル）が決められており、免許の取得が困難である。魅力ある観光地づくりを進める上で、仕組みの整備は不可欠である。</p>
想定される反論	<p>・酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、製造免許の要件は、採算の取れる製造規模であることが必要である。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 17】

規制改革事項	道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡素化
規制の概要・根拠法令	<p>歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事や各種イベント等を開催する場合、道路使用・占有許可を取得する必要がある。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法第32条(道路の占有の許可)、 第43条(道路に関する禁止行為) ・道路交通法第76条(禁止行為) 第77条(道路の使用の許可)
規制改革の内容	<p>歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事や各種イベント等を開催する場合、道路使用許可等を取得する必要がある、特に物品販売を伴うものについては、許可の取得が進まないことが多い。各種イベントの開催において、道路使用許可等が取得しやすくなるよう、一層の弾力的な運用を図るとともに、申請手続についても簡素化を図るべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<p>・地域活性化を目的に、地域の伝統行事や歩行者天国等により来訪者を対象にした各種イベント等を開催する場合、道路使用・占有に係る許可要件が厳しい。特に物品販売を伴うものについては、認可を受けることが非常に難しい。</p>
想定される反論	<p>・許可基準に関して、適用要件を限定列記したものではなく、個別に判断することになっている。また、申請書類について、重複や煩瑣のことか、標準処理期間の指摘が不明である。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 18】

規制改革事項	アーケードに添架する装飾等の規制緩和
規制の概要・根拠法令	<p>アーケード街でのイベント開催において、アーケードに装飾等の添架をする際は占有許可を取得する必要がある。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第44条(道路内の建築制限) 「建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。」(但し書きに規定する内容は省略) ・アーケードの取扱いについて(通達・昭和30年) (→詳細別紙)
規制改革の内容	<p>アーケード街でのイベント開催において、アーケードに装飾等の添架をする際は占有許可を取得する必要があるが、建築基準法違反の疑いがあるとして、許可の取得が進まないことが多い。各種イベントの装飾等をアーケード内に適切に展示できるよう、技術的助言(ガイドライン)の発出など検討すべきである。</p>
賛成の意見(要望具体例、経済効果等)	<p>・アーケードを利用してイベントを開催しようとしても、「本来アーケードには附設物は禁止とされている」という占有許可権者の考え方があり、占有許可が認められない場合が少なくない。建造物でない装飾物の添架を建築基準法に則り、適切に可否検討されるべきである。</p>
想定される反論	<p>・アーケードは、装飾物の添架を前提に耐荷重等設計をしているわけではなく、また常設・仮設という点も含め、個別具体的に判断されるべきである。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 19】

<p>規制改革事項</p>	<p>商店街振興組合の設立要件の見直し① —産業分類要件の緩和—</p>
<p>規制の概要・ 根拠法令</p>	<p>商店街振興組合を設立するには、小売商業及びサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接している地域であって、その地域内の小売商業またはサービス業に属する事業を営む者等のうち、3分の2以上が組合員となり、かつ総組合員の2分の1以上が小売商業またはサービス業に属する事業を営む者であることが要件となっている。</p> <p>【根拠法令】 商店街振興組合法第1条(目的) 第6条(商店街振興組合の地区) 第9条(商店街振興組合の設立)</p>
<p>規制改革の内容</p>	<p>都心部においては、当初、商店街設立における小売商業及びサービス業に属する事業者数要件を満たしていたとしても、一部の事業者による不動産業への業種転換により、産業分類要件を満たさなくなることがある。地域内の産業分類による割合については、店舗の所有と使用に分けて基準を設定することについて、検討すべきである。</p>
<p>賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)</p>	<p>・近年の経営者の高齢化、後継者難等により、自ら営業していた店舗を第三者に賃貸するも、店舗オーナーとして商店街振興に携わる事例が増加している。</p> <p>・</p>
<p>想定される反論</p>	<p>・商店街振興の観点から、不動産業に業種転換した事業者が必ずしも地域に根ざした事業活動を展開しているとは言えないことから、一定の要件を課す必要がある。</p>
<p>当該規制改革に対する基本的考え方</p>	

【地域活性化 20】

規制改革事項	<p>商店街振興組合の設立要件の見直し② —事業者数要件の緩和—</p>
規制の概要・ 根拠法令	<p>前項同様</p> <p>【根拠法令】 商店街振興組合法第1条(目的) 第6条(商店街振興組合の地区) 第9条(商店街振興組合の設立)</p>
規制改革の内容	<p>商店街振興組合を設立するには、小売商業及びサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接している地域が前提となっているが、地方ではシャッター商店街化が進み、30以上軒を並べることが困難となる状況が発生している。小規模あるいはコミュニティエリア商店街など、一定の条件の下、商店街振興組合が設立できるよう検討すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、 経済効果等)	<p>・商店街振興組合を設立するには、小売商業及びサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接している地域が前提となっているが、地方ではシャッター商店街化が進み、30以上軒を並べることが困難となる状況が発生している。小規模あるいはコミュニティエリア商店街など、一定の条件の下、商店街振興組合が設立できるよう検討すべきである。</p>
想定される反論	<p>・現行制度においても、市の区域とその市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、大部分の商店街が市の区域に属する場合に限り、町村の区域にまたがる部分の地域を含むことができるとしている。</p>
当該規制改革 に対する基本的 考え方	

【地域活性化 21】

規制改革事項	中心市街地活性化「基本計画」における計画期間の緩和
規制の概要・根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱(昭和 49 年6月5日付け建設省都再発第 77 号) ・中心市街他の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定、平成 21 年4月24日最終改正)
規制改革の内容	<p>中心市街地活性化「基本計画」に関わる都市再開発法による市街地再開発事業の認定事業については、中心市街地活性化期間内(認定後5年間)であれば、再開発事業補助の割増が適用されるにもかかわらず、5年以内の事業完了は現実的には困難であることが多い。都道府県知事の市街地再開発組合の設立が認可された際には、中心市街地活性化期間を延長することを検討すべきである。</p>
賛成の意見(要望具体例、経済効果等)	<p>・中心市街地活性化において、中心部の高度利用を図り、もって商業・サービス業等の集積を促進することが重要であり、このために都市再開発事業が果たす役割は大きい。他方、都市再開発法に基づく市街地再開発事業は、事業完了までに長期を要することが多いため、中心市街地活性化法と都市再開発法の制度的な整合を図ることの意義は大きい。</p>
想定される反論	<p>・中心市街他活性化「基本計画」において事業等の実施スケジュールが明確であることが必要であり、事業完了まで一定の期間内となる必要がある。</p> <p>※上記「基本的な方針第2章3. ①「計画期間は、基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮し、おおむね5年以内を目安に、適切に設定すること」</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 22】

規制改革事項	大型店の郊外出店規制について
規制の概要・根拠法令	<p>現在、延べ床面積が1万平方メートルを超える店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場などの大規模集客施設の郊外部への出店は制限されている。</p> <p>【関連法令】都市計画法第12条(市街化区域、用途地域における立地規制)、建築基準法第48条(用途地域)別表2、大規模小売店舗立地法第13条(地方公共団体の施策)</p>
規制改革の内容	<p>大型店出退店に係る大店立地法など「まちづくり三法」において、近年の都市郊外のスプロール化と中心市街地の空洞化に伴い、再び規制強化の声の一部の地域で高まりつつある。本格的な高齢化社会の到来を受け、コンパクトシティ推進に影響を及ぼす中・大規模集客施設の郊外出店の規制の要否について、実態調査を行った上で、必要な対策を実施すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<p>・中心市街地活性化法の施行で中心市街地への支援等による活性化が図られている反面、郊外大型店への流出を食い止める措置はなく、デフレ下での低価格競争のみが進んでいる状況が垣間見られる。</p>
想定される反論	<p>・条例等で規制の対象外である1万平方メートル以下の大型店について、独自に出店規制を行うことは可能。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 23】

規制改革事項	観光目的の船舶(20t 以上)の検査および設備の設置要件の緩和
規制の概要・根拠法令	<p>船舶の安全航行の確保のため行われる船舶検査は、以下のとおり定められている。遊覧船や屋形船等の観光を目的とした船舶であっても、重量が 20t 以上となる場合は、船舶安全法に基づく国の検査基準に従わなければならない。</p> <p>【根拠法令】船舶安全法 20t 以上 ⇒ 船舶安全法に基づく国の検査(JG 船) 20t 未満 ⇒ 日本小型船舶機構(民間法人)による検査(JGI 船)</p>
規制改革の内容	<p>船舶の検査および設備の設置要件は、船舶安全法の船舶重量を基準に区分されているため、遊覧船や屋形船等の観光を目的とした船舶は、実際の航行区域や航行時間に比し検査項目が多く設備の設置要件も厳しくなっている。船舶重量を基準に区分するのではなく、航行区域や利用方法等を基準に区分することについて、検討すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<p>・船舶の利用方法は多様化しており、遊覧船、屋形船等といった、観光や娯楽を目的とした船舶も、20t 以上の船舶が増えている現状にある。これらの船舶は、その性質上、外洋の海域に出ることは無く、湖川港内に航行区域は限られており、また、航行時間も長くて3時間程度であることから、現在の検査基準は過剰であり、利用方法に応じた検査内容に見直すことが可能と考える。</p>
想定される反論	<p>・船舶の検査は、安全航行を第一義としたものであり、たとえ遊覧船や屋形船であっても、20t 以上の船舶は疲労破壊のリスクも高まることから、検査内容を見直すことは出来ない。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性 24】

規制改革事項	旅客船事業における航路申請に係る届出範囲の拡大
規制の概要・根拠法令	<p>旅客船事業における新たな航路申請の基準は、以下のとおりとなっている。</p> <p>【根拠法令】海上運送法</p> <p>年間3回以上 ⇒ 許可</p> <p>年間3回未満 ⇒ 届出</p>
規制改革の内容	<p>旅客船により人の運送を行う者のうち、一定の航路に新たに就航させて人の運送を行う場合、年間3回未満(3日間以内)に限り「届出」にて対応可能であるが、期間を超える場合は「許可」を得る必要がある。観光振興等のため、回数を限った新たな航路を設定するケースの増加が見込まれることから、航路申請における届出範囲の拡大など弾力的運用を行うことについて、検討すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のルールは、海上輸送が頻繁に行われていた昭和20年代や30年代に作られたルールであり、現在はそこまで航路が込み合っていない。 ・エリア内をある程度自由に航行出来れば、水辺の観光資源として利用の選択肢が増えるため、観光振興につながる。
想定される反論	<ul style="list-style-type: none"> ・原則許可を前提とした申請基準であり、例外的に対応する届出制を拡充することはできない。
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 25】

規制改革事項	<p>中小企業の資金調達の多様化に資する方策の検討 －私募債制度の整備・拡充－</p>
規制の概要・根拠法令	<p>少人数の縁故者に対して直接募集する私募債は、社債の引受けを勧誘する相手の人数が50人未満に限定されている。</p> <p>【根拠法令】金融商品取引法第2条 公募債 不特定多数を対象に発行 私募債 少人数私募（勧誘相手が50名未満） プロ私募（適格機関投資家のみ）</p>
規制改革の内容	<p>地域の中小企業にとって、地域住民の有する貯蓄は、貴重な経営資源となるにもかかわらず、社債発行という形で広く地域住民から直接調達をしようとする、現行の金融商品取引法においては公募扱いとなり(50人以上の場合)様々な制約が生じる。そこで、地域コミュニティの発展に資する中小企業の資金調達のうち投資家を地域住民に限定するなど一定の条件を満たすものについては、私募債となるよう制度の見直しについて検討すべきである。</p>
賛成の意見（要望具体例、経済効果等）	<ul style="list-style-type: none"> ・リーマンショックのような国際的な金融危機が地域金融機関に深刻な影響を与え中小企業経営の安定性を損なうことがある。このため、中小企業が小口社債を多数発行し、顔が見える地域住民から直接資金調達できる仕組みを整えることは重要。 ・地域限定の中小企業向け社債市場による資金調達への拡張は、中小企業の成長を資金調達の面から促進するばかりでなく、企業利潤を投資家である住民へ還元できるようなシステムの構築を実現させるものであり、地域活性化に繋がる。
想定される反論	<p>・顔が見える地域住民といえども、投資家と企業間の情報の非対称性が解消されたとはいえず、投資家保護の観点から一定の要件を課すことは必要。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 26】

規制改革事項	中小企業の事業承継に係る個人保証の代替措置
規制の概要・根拠法令	<p>事業を承継する後継者は、経営者が借入金に対して個人保証を行っている場合、この個人保証をも引き継がなければならない。</p> <p>【関連法令】民法、経営承継円滑化法</p>
規制改革の内容	<p>中小企業が廃業するケースにおいて、現在、その四分の一が後継者不足によるものとされる。経営者が銀行等に行っている個人保証に関して、信用保証協会による公的保証または債権の買取、あるいは事業承継する者の長期の出世払いを可能とするなど、事業承継が円滑に進む方策について検討すべきである。</p>
賛成の意見（要望具体例、経済効果等）	<p>・中小企業の事業承継難による廃業は、地域経済だけではなく、日本経済全体へも大きな損失である。血縁に適切な後継者がいない場合、社員等への事業承継は銀行等の個人保証がネックになっていることが多い。経営者の高齢化により世帯交代期を迎えている現在、中小企業の円滑な事業承継を進めるための環境整備を進める必要がある。</p>
想定される反論	<p>・</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 27】

規制改革事項	大気汚染及び水質汚濁の原因となりうる特定工場の立地段階に必要な手続きの迅速化
規制の概要・根拠法令	<p>大気汚染の原因となりうる施設を更新する場合には、都道府県知事に対し更新の届け出を行い、法令上、届け出から60日を経過後でなければ着工することができない。</p> <p>また、水質汚濁の原因となりうる施設においても同様の届け出を行った後、60日後でなければ着工することができない。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法第6条(実施の制限) ・水質汚濁防止法第9条(実施の制限)
規制改革の内容	<p>現在、地域の社会生活に影響を及ぼす原因となりうる施設を更新する場合、法令上、都道府県知事等に対し更新の届け出を行った後、60日経過後でないとは着工することができない。グローバル競争が激化する現下の状況を踏まえ、60日の審査期間を半減し、かつ地方公共団体等に対し可能な限り迅速な対応の義務付けを行うなど検討すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の産業競争力強化のためには、投資判断を行ってから、できる限り迅速に工場等の立地が実現できるよう事業環境を整備することが重要であるため、手続きの標準処理期間の短縮に努めるべきである。 ・企業にとって、工場立地におけるコストとなる投資判断から操業までのリードタイムが短縮され、国内における事業環境の整備が一層促進される。
想定される反論	<ul style="list-style-type: none"> ・60日間という期間は都道府県が審査を行うために必要な期間であり、これ以上の審査期間の縮小は困難。 ・「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の届出に関する措置(平成9年)」の通達を発出しており、対応済みである。
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性 28】

規制改革事項	工場の建て替え時に必要となる緑地面積率規定のあり方
規制の概要・根拠法令	<p>既存工場を建て替えする場合、敷地内に緑地面積規制を充足するために必要な緑地等を確保しなければならない。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法施行規則第3条1(緑地) ・工場立地に関する準則第2条(緑地の面積の敷地面積に対する割合) ・工場立地法運用例規集 1-4-4-8(壁面緑地の面積の測定方法)
規制改革の内容	<p>既存工場における建て替え計画時、緑地面積率が法令等で定める基準値に満たないために設備計画の見直しや海外移転に切り替えるケースが少なくない。急速な円高による国内工場の空洞化が一層深刻化する現下の状況を踏まえ、既存工場の建て替え阻害の要因となり得る緑地面積率規定のあり方(①壁面緑地及び屋上緑地に対する算入可能範囲の拡大、②緑化のための植栽規定の見直し、③地域準則を積極的に活用させる方策)について、検討すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面緑地は、高さ1mまでしか緑地面積として算入することができない。又、屋上緑化は、敷地面積の5%(緑地面積の25%)までしか緑地面積として算入することができない。合理的根拠がないのであれば、弾力的運用を認めるべきである。 ・植栽規定上は、高木であれば苗木(幼木)でも可となっているが、自治体の条例等により、苗木(幼木)は一律不可とする上乘せ規制が策定されているケースがある。成長した樹木の移植は割高で、かつ枯死のリスクも少なくないことから、植林する苗木の本数を割り増しするなど条件を課した上で、苗木から育てることも可能であるなど、弾力的運用を行うことを地方自治体に通知すべきである。 ・「地域準則」により、地域の実情に応じて、都道府県及び政令市が独自に、国が定める範囲内において緑地面積率の上限を10%まで下げることが可能となっているが、これは一部の地域でしか策定されていない。周辺環境が緑地に囲まれている中で規制をすることは合理的根拠に欠ける等、見直しを求める声が後を絶たないことなどから、地域準則を積極的に活用させる方策を検討すべきである。

想定される反論	・逐次、産業構造審議会の意見を聞いて、必要な措置を図っているところ。
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 29】

規制改革事項	地域のコンビナートにおいて協業を進める上で障害となる規制の見直し
規制の概要・根拠法令	<p>消防法上の移送取扱所に該当(※)する配管については、事業所の種類・内外を問わず、配管の周囲に一定距離の空地を設けなければならない。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法第11条 ・危険物に関する規則(昭和34年総理府第55号) ・石油コンビナート等災害防止法
規制改革の内容	<p>地域のコンビナートにおいて、近隣の事業所同士を配管で接続しようとした場合に消防法上の移送取扱所があるケースでは、事業所の種類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減するなどの問題が生じている。防災施設の設置等保安上必要な措置が講じられていることを条件に規制を緩和することが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<p>・現行の規制においては、事業所の種類・内外を問わず、一律に配管の周囲に空地を設けるよう規定されているものの、「製油所等の大規模事業所の内側」については、石油コンビナート等災害防止法15条に基づく防災施設の設置等、保安上必要な措置が講じられているため、規制を緩和することが適当ではないか。</p>
想定される反論	<p>・防災施設に関する設置基準等の明確化に加え、十分な安全検証を行ったうえで所要の見直しが行われる必要あり。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 30】

規制改革事項	産業振興に係る補助金制度の見直し
規制の概要・根拠法令	<p>補助金等に係る予算の執行、交付の決定、不正使用の防止等は、補助金適正化法に基づき、実施される。</p> <p>【根拠法令】補助金適正化法、財政法</p>
規制改革の内容	<p>産業振興のために国や自治体は多くの補助金を投入しているが、交付時点に比し補助事業の完了時は、補助金の適正な執行に関する確認や評価はほとんど実施されていないのが現状である。現下の厳しい財政状況を鑑み、国や自治体による産業振興に係る補助金制度を抜本的に見直し、出資金による産業振興を行うことの是非について、検討すべきである。</p>
賛成の意見（要望具体例、経済効果等）	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の補助金制度は、交付時点では精査をされるが、交付後、成否または事業効率性に関して、交付執行に携わった者が責任を問われることはなく、ガバナンスが機能しているとは言えない状態にある。 ・産業振興のための国や自治体の補助金制度を大きく見直し、基本的には一回のギブアウェイでは無く出資として行うこととした上で、成功においては回収を図ると共に、投資に関する事後評価を行うことで、ガバナンスの強化を促進する。 ・但し、科学技術の基礎研究に関して大学等の研究に供される各種補助金制度に関しては、基礎研究は市場における投資的な考え方に馴染まない等の理由から、今回の検討の対象外とする。 ・経済産業省がかつて設立した産業再生機構等は、上記のような考え方を一部実践したケースとして理解することができる。
想定される反論	<p>・補助金制度は、交付対象となる事業、用途を明確に規定しており、補助事業の完了時には検査を行い、補助金が適正に執行されていることを確認しているところ。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 31】

規制改革事項	PPP/PFI制度の積極的な活用
規制の概要・ 根拠法令	<p>公共施設の建設、運営等を民間事業者の能力や創意工夫を活用することにより、効率的で質の高いサービスの提供を可能とするPFI(Private Finance Initiative)は、PFI法に基づき、実施される。</p> <p>【根拠法令】PFI法</p>
規制改革の内容	<p>現在、PFIを活用する範囲は小規模・ハコモノが主流となっているばかりか、PFIに係る法制度は、仕組みや手続き、リスク分担等が不明確であることから、民間事業者が取り組み難い状況にある。以下の観点に留意しつつ、法制度や運用の見直しを図るとともに、民間投資の促進やインフラ整備事業の活用に必要な方策を実施するなど、環境整備を図るべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 民間事業者の参入を促進する入札制度の見直し ② SPC株式譲渡自由の許容 ③ 公物管理権の民間開放 ④ 民間による官の人材の活用制度の創設 ⑤ SPC株式の投資法人等の組入れ
賛成の意見 (要望具体例、 経済効果等)	<p>・(①に関して)例えば、民間事業者のみでは必ずしもリスクを負担できない大規模災害発生時の政府による資産買取りなど、民間へのリスク移転の最適化により、事業の円滑な継続及び民間事業者参入のインセンティブを確保することが可能となる。</p> <p>・(②に関して)株式譲渡が原則禁止となっていることから、ゼネコン等 PFI 参加者に対し、事実上事業終了時まで出資の維持を要求する等負担を強いており、このことが投資家からの資金受入れを困難にしている。</p> <p>・(③に関して)インフラ(道路、港湾等)の一部及び全部に関して、建設・更新・運営権などを含めた多様な委託及び投資に対するリターンを十分な確保が可能となるような仕組みを整備することが求められる。</p> <p>・(④に関して)民間企業が公共インフラの運営に乗り出していくためには、運営ノウハウを有している官人材の弾力的な活用ができる環境整備が必要となる。</p>

	・(⑤に関して)PFI事業会社に投資法人やTMK(特定目的会社)などの導管体を利用することを認めて頂きたい。
想定される反論	
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 32】

規制改革事項	中国人訪日査証の要件緩和・見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>査証は、外務省設置法及び入国管理法に基づいた内部規定として、事務処理規則を定め、実施される。</p> <p>【根拠法令】外務省設置法、入国管理法</p>
規制改革の内容	<p>査証免除国でない中国人が日本に入国する場合、その都度、査証の取得が必要となる。さらに団体観光査証については、日本滞在中に常時2名以上の添乗員の同行が義務付けられている。数次査証の発給(年収 25 万元以上の観光客)や団体観光査証の要件緩和について、検討すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、 経済効果等)	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年7月に年収 25 万元以上の観光客について個人観光査証の発給が解禁されたが、1年経て失踪など大きな問題も起きていないことから、観光客のリピーター促進のために査証有効期間内であれば何度でも訪日可能な数次査証を導入すべきである。(韓国は既に数次査証を認めており、競争上劣後することとなる) ・団体観光についても、個人自由行動の制限が緩和されれば、団体観光の利便性と個人観光の趣向の多様性に対応した旅行企画が可能となり、訪日客の増加が期待できる。
想定される反論	<ul style="list-style-type: none"> ・中国人観光客の日本での素行を見極めた上で判断する必要がある。
当該規制改革 に対する基本的 考え方	

【地域活性化 33】

規制改革事項	輸出物品販売場制度における免税販売手続等の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>訪日外国人旅行者等の非居住者が、お土産品等として国外へ持ち帰る目的で、輸出物品販売場で購入する免税対象物品については、所定の手続きで販売しなければならない。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税法施行規則第6条 ・消費税法別表第一、第二、第三
規制改革の内容	<p>輸出物品販売場の事業者は、旅行者等から旅券等の提示を受け、輸出免税物品購入記録票を添付し、さらに購入者誓約書を7年間保管しなければならない。今後益々増加する訪日外国人旅行者への免税対象物品の販売を迅速に行い、免税店を増加させるために、輸出物品販売場制度における免税販売手続等を改善すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<ul style="list-style-type: none"> ・免税手続きの簡素化により、店舗スタッフ及び訪日外国人旅行者の双方における負担軽減・時間短縮が図られることで、購入時の機会損失を減らし、一層の販売増が期待される。 ・また、免税対象品目の拡大や、免税対象の限定額を見直すことなどにより、免税店のメリットはさらに拡大する。
想定される反論	<ul style="list-style-type: none"> ・税制改正に係る要望は税制調査会にて検討されるべき。
当該規制改革 に対する基本的 考え方	

【地域活性化 34】

規制改革事項	国際線の入国時の税関検査の簡素化
規制の概要・ 根拠法令	<p>運用規則については、以下の法令に基づき定められている。</p> <p>【根拠法令】関税法第105条(税関職員の権限) 「税関職員は、必要と認められる範囲内において、質問や検査または関係書類を呈示、提出させることができる。」</p>
規制改革の内容	<p>我が国の国際線の入国時税関検査において、免税範囲の超過、または分からない者は「赤」の検査台へ、他方、免税範囲を超えていない者は「緑」の検査台へそれぞれ進み、旅券提示の後、通過することになっている。後者に対して、入国審査に続き再度旅券を提示し確認するやり方は、諸外国との比較において違和感があるばかりでなく、繁忙期ではスムーズに通過することが困難な状況もあり、費用対効果の観点からも見直しを行うべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<p>・入国時の税関で一律全員検査を受ける国は諸外国ではあまり見当たらず、不便を感じている。</p>
想定される反論	<p>・犯罪抑止の観点から、入国旅客に対する適正かつ迅速な通関を行うため、旅行者から航空券や旅券等の提示を求めているところ。</p>
当該規制改革 に対する基本的 考え方	

【地域活性化 35】

規制改革事項	民間事業者によるカジノ運営の解禁
規制の概要・根拠法令	<p>刑法で賭博行為に該当するカジノは禁止されている。</p> <p>【根拠法令】刑法</p>
規制改革の内容	<p>カジノは顧客の射幸心や好奇心を著しくそそる危険性があることなどから、刑法で賭博行為に該当し禁止されている。国際観光客を誘致する観点から、公営競技等に対して適用除外となっている賭博罪について、民間事業者がいわゆるカジノを運営する場合においても適用除外とする方策について、関係府省の連携の下、検討すべきである。</p>
賛成の意見（要望具体例、経済効果等）	<ul style="list-style-type: none"> ・世界に目を向けると、カジノは魅力的な娯楽性を有する重要な観光資源であるとの共通認識が芽生えつつあり、雇用・税収面で多大な経済効果を生み出すことが可能である。 ・日本は先進国では唯一ともいえるカジノ非合法の国となっており、カジノ合法化の遅れは観光産業の国際競争力を相対的に弱めるとの意見もあり。
想定される反論	<p>・組織暴力団関係者の直接的・間接的な関与、青少年への悪影響、過度の賭け事に伴う依存症患者など、様々なリスク要因があり、関係省庁が一体となって取り組むことが肝要である。</p>
当該規制改革に対する基本的考え方	

【地域活性化 36】

規制改革事項	観光振興に寄与する人材育成のための制度づくり
規制の概要・根拠法令	<p>観光振興に寄与する人材育成は、観光立国推進基本法に基づき、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及促進等の観点から実施される。</p> <p>【根拠法令】観光立国推進法第16条 (観光の振興に寄与する人材の育成)</p>
規制改革の内容	<p>外国人観光客の増加による観光の国際化、LCC の参入、地域資源の再発見・創出とそれらによる着地型観光商品造成へのニーズの増加など、我国の観光と観光産業を取り巻く環境は大きく変化している。観光立国推進基本法第 16 条に基づき、観光振興に寄与する人材育成を具現化する制度として、「観光創造士(仮称)」の創設を検討すべきである。</p>
賛成の意見 (要望具体例、経済効果等)	<p>・観光分野における人材という観点では、通訳案内士、旅行業務取扱主任者など、観光の部分的役割を担う資格は従来から存在するが、長期的な視点に立ち我国の観光を俯瞰すると、「地域が主体」となって地域が持続的に輝くような観光を創造して行く事が強く求められている。</p> <p>・「観光創造士」とは、地域資源の発掘、観光関連業界や関係各所等とのネットワーク作りなど、地域の観光創造を担う中核的な人材を想定した公的資格である。成長戦略分野としての観光専門職は、経済団体からも提言されており社会的ニーズは高い。</p> <p>「観光創造士」が全国の行政観光部署、観光業界、観光関連事業者に配置されることで、短期的には資格抄出による雇用機会の増加と専門性を担保された人材が観光に取り組むことで地域における観光業務の生産性向上に繋がる。</p> <p>・また、中長期的に「観光創造士」が地域観光を持続するための仕組み作りに取り組むことで、地域の持続的な成長発展の仕組みに寄与し、地域主体の観光立国推進が期待できるものである。</p>
想定される反論	<p>・旅行業法の中で定められている旅行業務取扱管理者として、必要な見直しを図るべきである。</p>

当該規制改革 に対する基本 的考え方	